

令和3年11月24日
山形県新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部

事業者各位

山形県新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部
本部長 吉村 美栄子

「イベント等の開催に関する基本方針」の見直しについて

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止につきましては、日頃から多大な御協力を頂き、厚くお礼申し上げます。

さて、政府のイベントの開催制限等に係る方針を踏まえ、本県の「イベント等の開催に関する基本方針」を別添のとおり見直し、11月25日から適用することといたしました。

つきましては、趣旨を御理解のうえ、本方針に沿ったイベント開催等について御協力くださいますようお願い申し上げます。

記

主な見直しの内容

○ 大規模イベントの参加人数の上限拡大

イベントの参加人数が5,000人超かつ収容定員50%超で感染防止安全計画(※)を策定する場合は、人数上限を収容定員までとしてのイベント開催が可能

(※) 感染防止安全計画：イベント主催者が、イベントごとに具体的な感染防止策（大声の抑止、来場者の密集回避、参加者の把握等）の計画を策定し、県へ提出するもの。「大声なし」の担保が前提。

○ 事前相談の廃止等

イベントの参加人数が1,000人を超える場合等の県への事前相談を廃止。

感染防止安全計画を策定しないイベントについては、イベント主催者等において、感染防止策のチェックリストを作成し、ホームページ等で公表。